

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第9号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。